

円普通預金規定

第1条（預入れ）

1. この預金の預入れは、当社が提携する金融機関の ATM からの現金の受入れ、内国為替による振込金の受入れ、または端末を利用した当行に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座からの振替によるものとします。
2. この預金口座への振込について、振込通知の発信銀行から重複発信等の誤発信により取消通知があった場合には、お客さまに通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第2条（払戻し）

1. この預金の払戻しは、ATM および CD（ATM と CD を総称して、以下「ATM 等」といいます）からの現金の払戻し、端末を利用した当社に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座への振替もしくは、他のお客さま名義の口座宛の振込、または他行宛の振込、または当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。
2. 同日にこの預金口座を通じて数件の払戻しをする場合に、その総額が出金可能額を超えるときは、そのいずれを払戻すかは当社の任意とします。取引実行時点において払戻すべき金額が不足しているときは当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. この預金を払戻す場合は、当社所定の手続きにしたがい ATM 等や端末から送信されたキャッシュカード暗証番号または取引パスワードが、あらかじめ当社に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。

第3条（利息）

1. この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として、当社所定の利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日、この預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1 年を 365 日とする日割計算とし、円未満は切捨てます。
3. 適用する利率は当社ウェブサイト上に掲示します。
4. 利率は金融情勢に応じて変更することがあります。

第4条（解約）

この預金口座を解約する場合には、当社所定の方法により申出てください。

第5条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定め

より相殺することができます。なお、この預金に、お客様の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客様が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客様の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第6条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第7条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

(2020年4月1日現在)